



港災防収第122号
平成30年3月30日

港湾労災防止協会
各総支部長 殿

港湾労災防止協会
会長 藤木 幸夫



第9次粉じん障害防止総合対策の推進について

粉じん障害の防止については、昭和56年度以降厚生労働省において粉じん障害防止総合対策が策定され、同計画により対策が推進されたきたところです。

今般、別添のとおり平成30年度を初年度とする第9次粉じん障害防止総合対策が策定され、厚生労働省労働基準局長から、周知依頼がありました。

つきましては、本総合対策を傘下会員事業場に周知いただくようお願いいたします。

また、粉じん作業を行う会員事業場にあっては、本総合対策のうち別添「粉じん障害を防止するため事業者が重点的に講ずべき措置」(以下「重点措置」という。)の実施につき、特段の配意をお願いいたします。

なお、鉱物等(湿潤なものを除く。)を運搬する船舶の船倉内で鉱物等(湿潤なものを除く。)をかき落とし、若しくはかき集める作業又はこれらの作業に伴い清掃を行う作業(水洗する等粉じんの飛散しない方法によって行うものを除く。)を行うに際して講ずべき重点措置は、下記のとおりですので、申し添えます。

記

- 1 呼吸用保護具の使用の徹底及び適正な使用の推進(重点措置3)
- 2 じん肺健康診断の着実な実施(重点措置4)
- 3 離職後の健康管理の推進(重点措置5)



基発 0209 第 2 号
平成 30 年 2 月 9 日

港湾貨物運送事業労働災害防止協会 殿

厚生労働省労働基準局長



第9次粉じん障害防止総合対策の推進について

労働基準行政の運営につきましては、日頃から格別の御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、粉じん障害の防止に関しては、粉じん障害防止規則（昭和 54 年労働省令第 18 号。以下「粉じん則」という。）が全面施行された昭和 56 年以降、粉じん則の周知徹底及びじん肺法（昭和 35 年法律第 30 号）との一体的運用を図るため、これまで 8 次にわたり、粉じん障害防止総合対策を推進してきたところです。

その結果、昭和 55 年当時、6,842 人であったじん肺新規有所見労働者の発生数は、その後大幅に減少し、平成 28 年には 122 人となるなど、対策の成果はあがっているものの、じん肺新規有所見労働者は依然として発生しており、引き続き粉じんばく露防止対策を推進することが重要です。

このような状況に鑑み、別紙のとおり、引き続き、第 9 次粉じん障害防止総合対策を推進することといたしました。

つきましては、貴団体におかれましても、本総合対策の趣旨を御理解いただき、会員その他関係事業場に対する本総合対策の周知を図るとともに、本総合対策のうち、「粉じん障害を防止するため事業者が重点的に講すべき措置」の実施につき、特段の御配慮を賜りますようお願いいたします。